

首都直下地震の 避難者対策について

首都直下地震の避難者対策の主な論点

【首都直下地震の避難者対策の課題】

- 首都直下地震に際しては、膨大な数の避難者が想定されているものの、特に東京都区部においては避難所不足が懸念されるほか、膨大な応急住宅需要に対してその需要をまかなうだけの応急住宅の提供が困難であることが懸念される。

【参考1:首都直下地震の避難者数、参考2:東京都区部における避難所の需給関係、参考3:応急住宅の需給関係】

【対策の主な論点】

1. 避難所への避難者数をどのように低減させていくか。

- 被災者の中には余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人もいることから、安全な住宅への早期に戻っていただくことは避難者数を低減させる上で重要である。そのために、被災建築物の応急危険度判定等を迅速に実施する体制をどのように構築していくか。

【参考4:被災建築物応急危険度判定について】

2. 避難所をどのように確保していくか。

- 現在の避難所は、公立小中学校を中心としているが、他の公的施設・民間施設についても避難所としての利用を考えておく必要がないか。また、帰宅困難者対応との関係(帰宅困難者の一時滞在施設と避難所の棲み分け等)についてどのように考えるか。

3. 避難所に対する必要物資の供給体制をどのように確立していくか。

- 発災時において各避難所における必要な物資等の調達及び供給を実施するためのロジスティクスをどのように確保していくべきか。

【参考5:東日本大震災における物資調達・輸送の課題】

4. 広域避難の枠組みをどのように構築していくか。

- 必ずしも被災地に留まる必要のない人などに対して、帰省・疎開の奨励・あっせんが必要ではないか。帰省・疎開を進めるためには、どのような対応をあらかじめ検討しておくべきか。
- 自宅のある地域の避難所で避難者が収容しきれない場合にあっても、同じ市区町村、同じ都県、さらに近隣都県を含めると、避難者の収容場所を確保できる場合がある。そのため、広域避難を前提とした対策をあらかじめ検討していくべきか。

【参考6:東日本大震災における避難状況】

5. 被災者に提供する応急住宅をどのように確保していくか。

- 応急仮設住宅では膨大な需要を満たすことはできないため、既存の空家・空室の積極的な活用を図るべきか。

【参考7:東日本大震災における応急住宅の提供状況】

- 首都直下地震においては、1都3県の広域で甚大な被害が想定されるため、応急住宅をどのように広域的に調整するべきか。

【参考1】首都直下地震の避難者数

- 首都直下地震発災時には、膨大な数の避難者の発生が想定されている。

避難者数 最大約700万人

避難所生活者数 最大約460万人

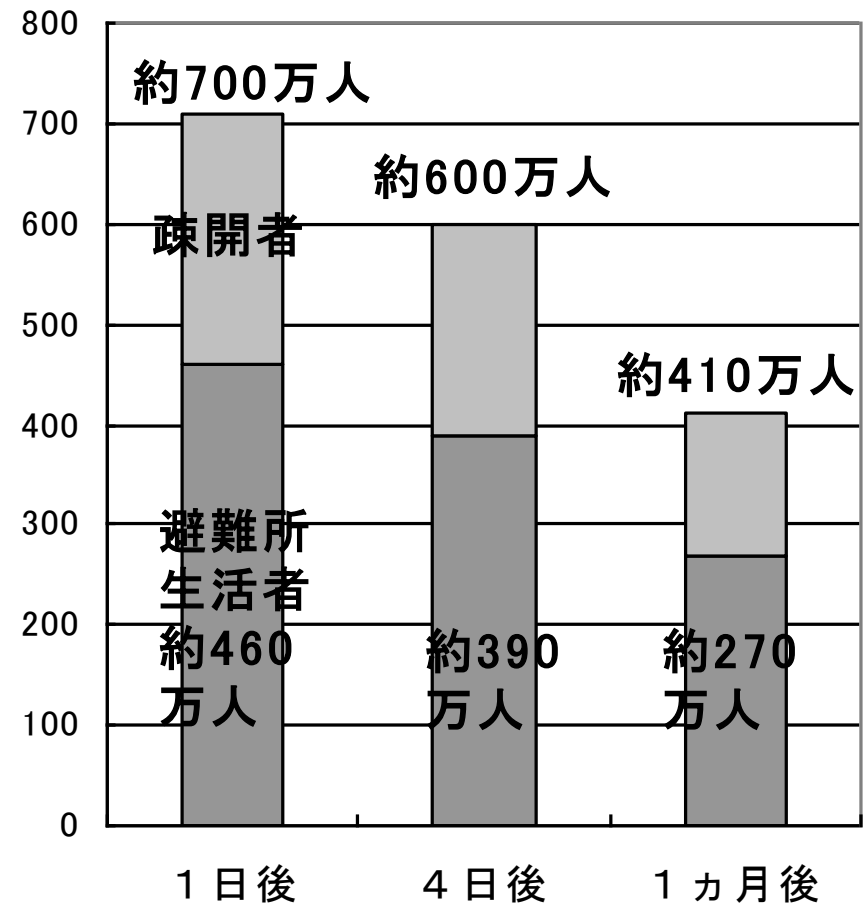
(平成17年中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」による)

- この想定は、今後の被害想定の見直しによって、さらに増加することもある。

避難者数の定義

- ・住宅被害を受け避難する人と建物自体には被害がないが断水により避難する人の2種類を想定
- ・阪神・淡路大震災の事例から、避難所へ避難する人(＝避難所生活者)と避難所以外へ避難・疎開する人(＝疎開者)の割合は、65:35として推計

(単位: 万人)



中央防災会議 (H17) による想定避難者数
(想定条件)

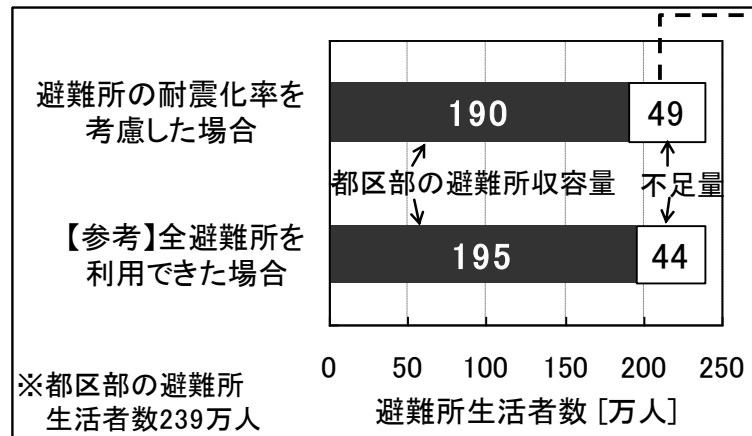
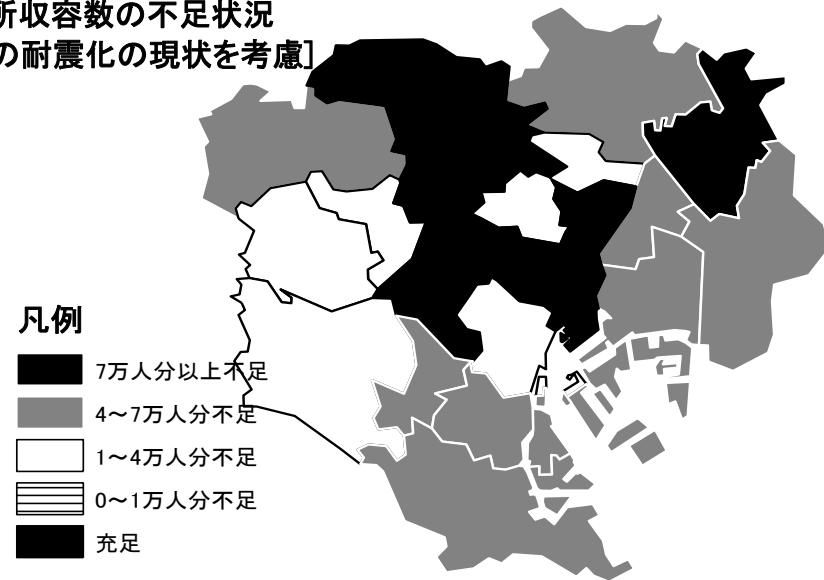
東京湾北部地震M7.3

冬18時発災、風速15m/s

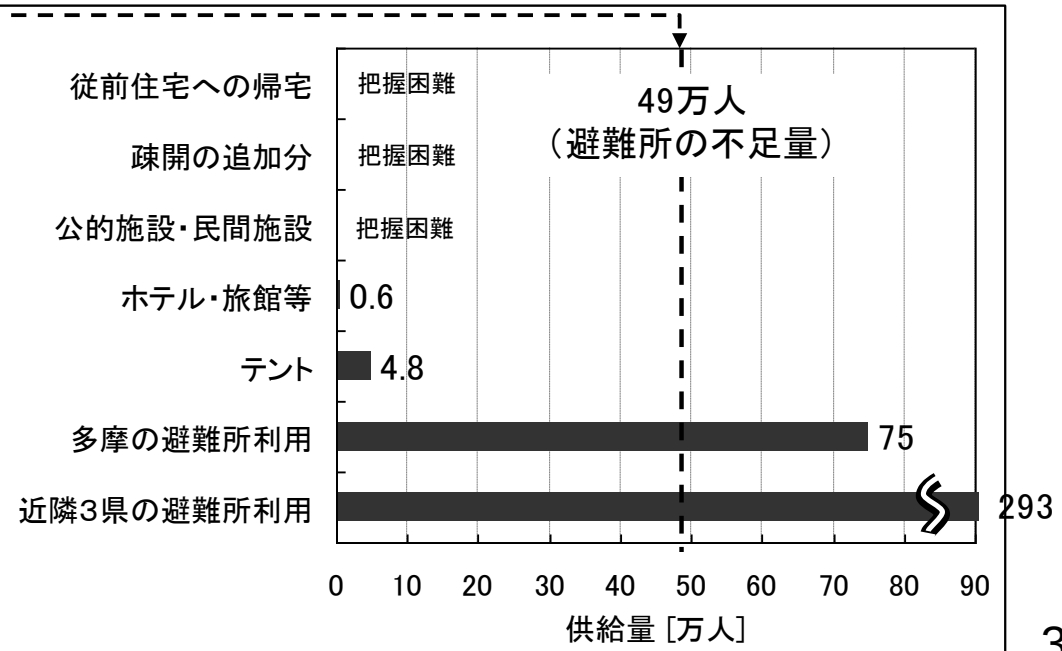
【参考2】東京都区部における避難所の需給関係

- 平成20年中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」の推計によれば、東京湾北部地震を対象とした場合、
- 東京都区部の避難所は、自区内避難に対して**約60万人分不足**ことが想定される。
 - 23区全体で広域的な避難を実施しても、約49万人分不足するが、多摩地区の避難所や、近隣3県の避難所には収容力に余剰がある。

東京23区における
避難所収容数の不足状況
[避難所の耐震化の現状を考慮]



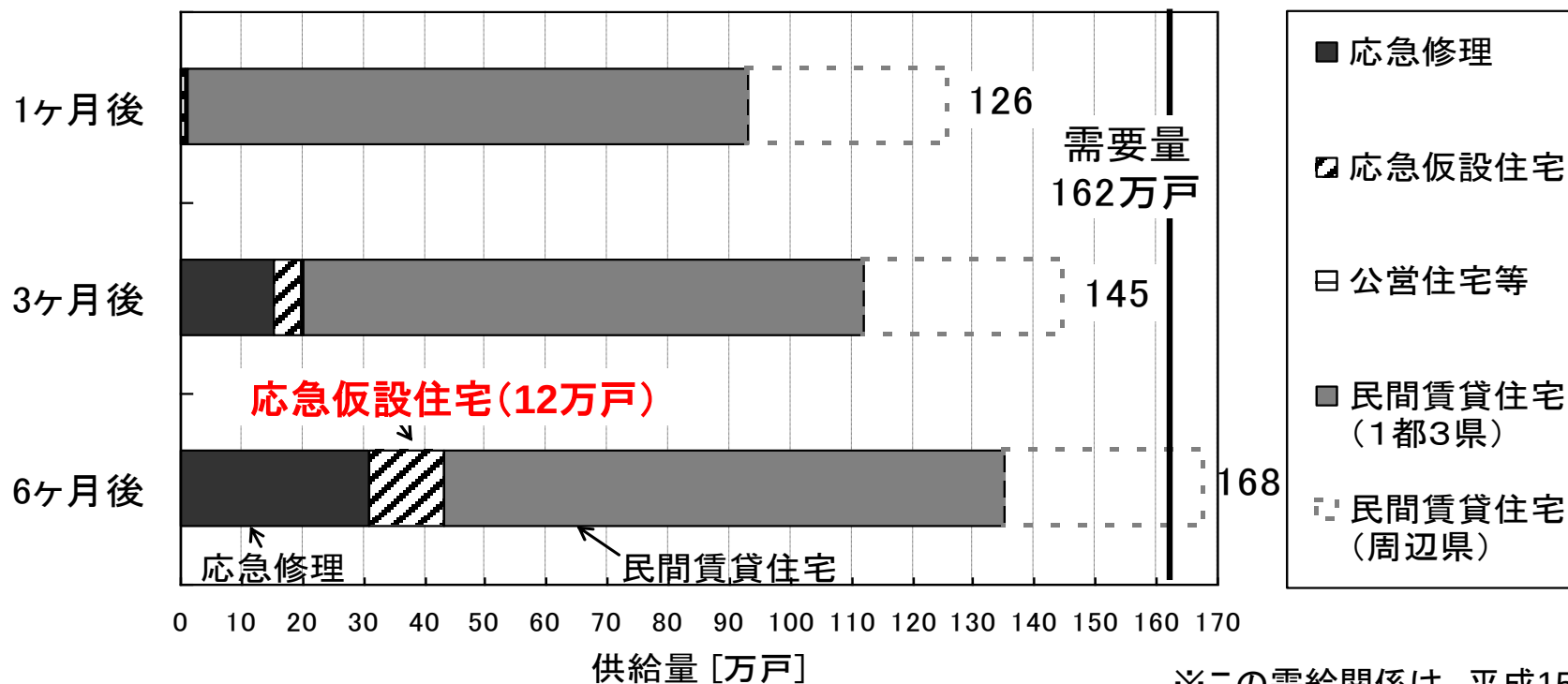
～東京都区部で発生する避難所の不足量～



※この需給関係は、平成19年時点の推計結果であり、その後の対策の進捗、また今後の想定の見直しによって変わるものである。

【参考3】応急住宅の需給関係

- 平成20年中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」の推計によれば、東京湾北部地震を対象とした場合、
- 1都3県における応急住宅の需要は約162万戸と想定される。
 - 一方で、応急仮設住宅の供給は、半年で約12万戸、建設用地は約20万戸分に限られる。
 - 被災を免れた民間賃貸住宅の空家・空室の利用を考えると、1都3県で約92万戸が利用できる可能性があり、周辺県の約33万戸の空家・空室を活用すれば、応急住宅需要を満たすことができる可能性がある。



冬18時・風速15m/sのケース

※この需給関係は、平成15年時点の空家戸数を利用したものである。

【参考4】被災建築物応急危険度判定について

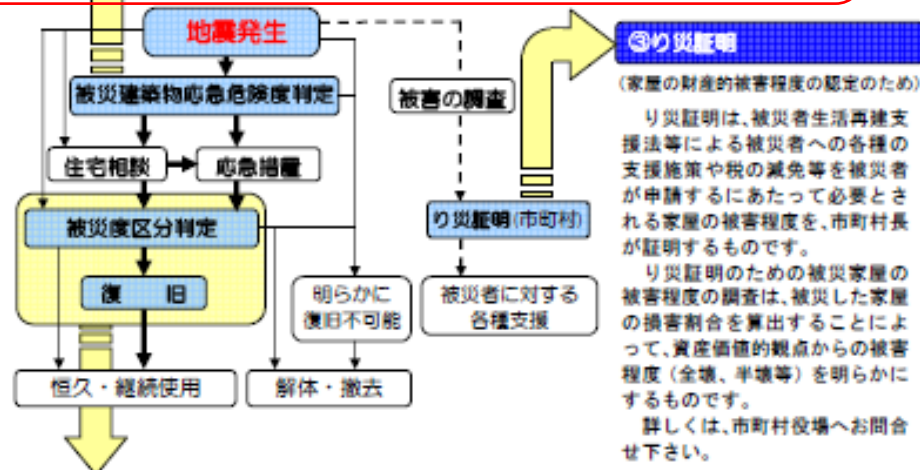
被災建築物応急危険度判定の位置づけ

地震被災後の建築物の判定には3種類あります。

- ①被災建築物応急危険度判定（地震直後できるだけ早急に実施）
- ②被災度区分判定（地震後、建築物の復旧対策検討のために実施）
- ③災証明（地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

①被災建築物応急危険度判定（地震直後に二次災害防止のため）

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査です。詳しくは表面参照

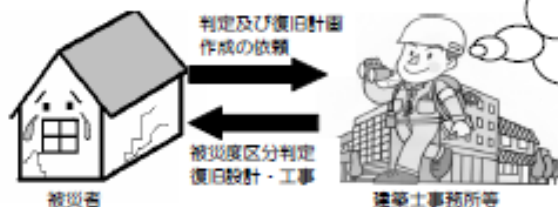


②被災度区分判定と復旧（応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため）

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に関わって判定を行い、復旧の方法を決定します。

※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。

詳しくは、市町村役場へお問合せ下さい。



被災度区分判定は所定の講習を受けた建築士事務所などの専門の技術者が行います。

応急危険度判定士の登録促進

建築士の皆様へ 「応急危険度判定士」への登録をお願いいたします！

ご存じですか？ 応急危険度判定士

応急危険度判定とは

大地震により被災した建築物は、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などのおそれがあります。

応急危険度判定は、このような建築物の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。



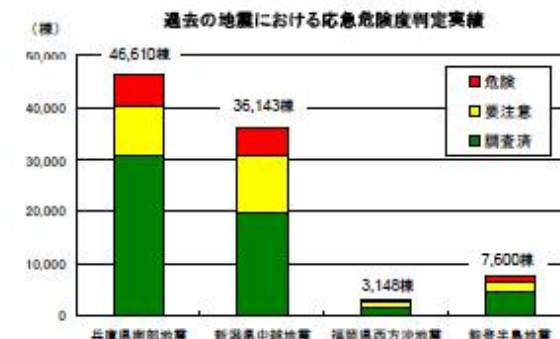
判定ステッカー



応急危険度判定士とは

応急危険度判定は、災害対策本部長(市町村長)の判断により実施されますが、大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から、行政職員だけでは対応が難しい場合があります。

そこで、ボランティアとして協力していただける民間の建築士等の方々に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことなどにより、応急危険度判定を行う技術者として都道府県知事が認定登録しているのが「応急危険度判定士」です。

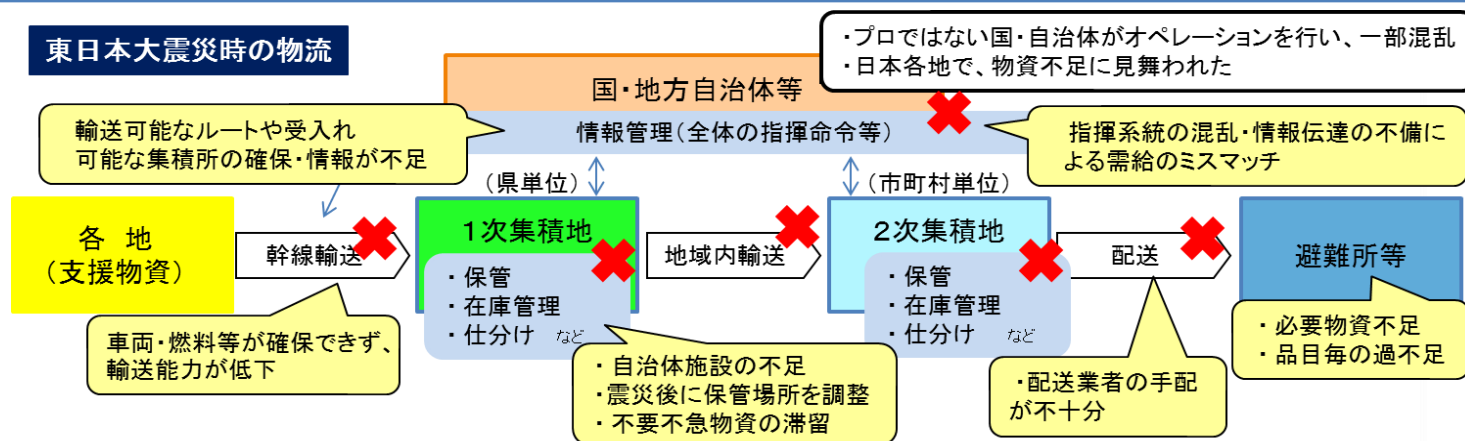


【参考5】東日本大震災における物資調達・輸送の課題

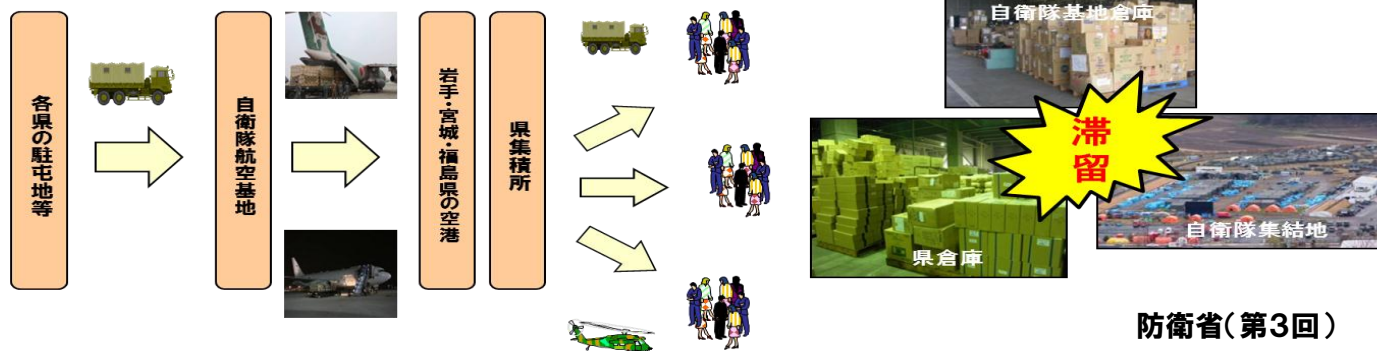
必要な物資を必要なタイミングで届けることが必ずしも十分ではなかった。

- 地方公共団体からの需要追従型であったため、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給できなかった。
- 県の集積拠点までは物資を届けることができたが、市町村・避難所への配送が滞留した。
- SSの被災状況や交通に関する情報等が不足したこともあり、全国からの燃料の供給体制が構築できたのは、3月17日となった。

東日本大震災時の物流



国土交通省(第3回)



【課 題】

物資が混載しており仕分けが必要であったこと、自治体によるニーズの把握困難、被災地自治体側の受入能力による制約、被災地のニーズの変化等により、救援物資が被災地内外の倉庫等に滞留する状況が発生

＜震災直後の石油供給体制＞



資源エネルギー庁(第5回)

【参考6】東日本大震災における避難状況

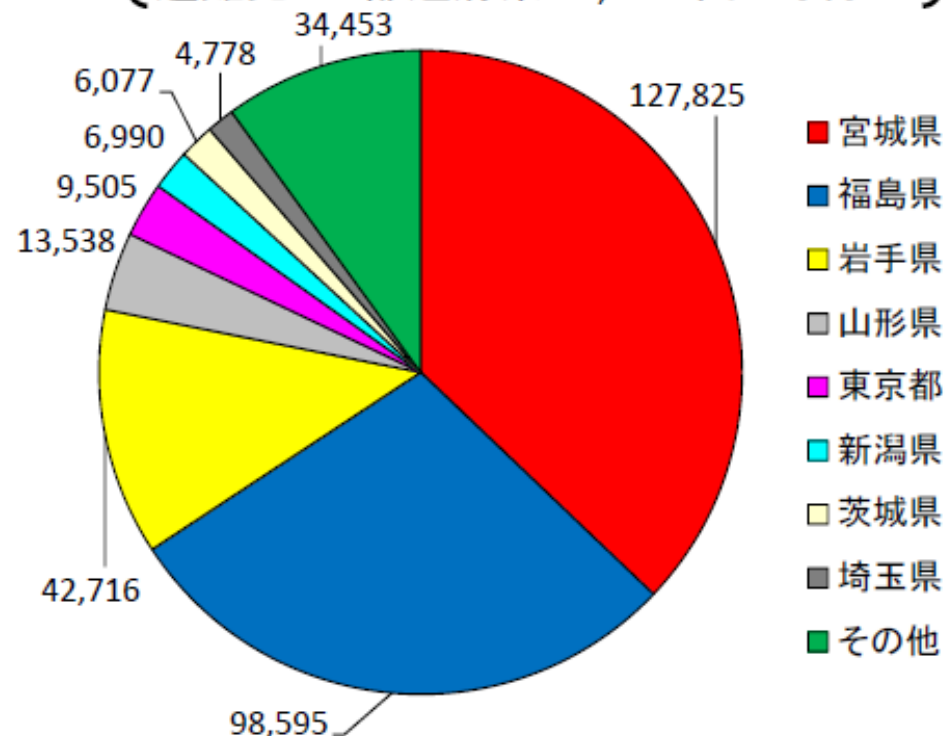
東日本大震災においては、全国47都道府県、1200以上の市町村にまたがって約34万人が避難。

特に、県外避難については、
岩手県から約1,600人、
宮城県から約8,400人、
福島県から約62,000人 が避難。

避難者等の数（都道府県別）

全国47都道府県、1200以上の市町村にまたがって、約34万人が避難。

〔避難者等の数：341,235人
避難先：47都道府県 1,211市区町村〕



また、避難者のうち、県外への避難等については、
岩手県から約 1,600人
宮城県から約 8,400人
福島県から約62,000人

【参考7】東日本大震災における応急住宅の提供状況

東日本大震災においては、応急仮設住宅の建設とともに、民間賃貸住宅、公営住宅等の既存の住宅ストックを今回初めて本格的に活用

(1) 避難者等の減少

	発災3日目 ^(※1) (平成23年3月14日)	現時点 ^(※2) (平成24年5月10日)
全体	約47万人	341,235人
うち避難所にいる者の数		254人

*1 緊急災害対策本部資料

青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。

*2 復興庁調べ

全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、その他(親族・知人宅等)、住宅等(公営・仮設・民間・病院含む)にいる者の合計。

(2) 仮設住宅等の状況

	入居戸数	備 考
公営住宅等 ^(※3)	19,041戸	全国計 提供戸数内訳 岩手県内:1,420戸 宮城県内:1,769戸 福島県内:2,237戸 その他:13,615戸
民間住宅 ^(※4)	68,317戸	全国計 うち 岩手県:3,606戸 宮城県:26,050戸 福島県:25,504戸 その他:13,157戸
仮設住宅	48,884戸 ^(※4)	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県・長野県・栃木県 必要戸数 :53,916戸 着工済み戸数 :53,089戸 (うち完成戸数 :52,858戸)

*3 復興庁調べ(5月7日現在)

*4 厚生労働省調べ(5月15日現在)

*5 国土交通省調べ (5月1日現在)

資料出典:復興庁ホームページ